

第8章 消防水利に関する基準

1 消防水利に関する法規定

(開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目)

政令第25条

八 消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合しているものであること。

2 消防水利施設の計画

消防に必要な水利が十分でない場合に設置する貯水施設は、消防法第20条第1項の規定に基づく消防庁告示の消防水利の基準に従わなければならない。

(1) 基準の目的

この基準は、市の消防に必要な水利について定める。

(2) 消防水利施設

消防水利施設とは、次に例示するもので、消防法により指定されたものをいう。

- ア 消火栓
- イ 私設消火栓
- ウ 防火水槽
- エ プール
- オ 河川・溝等
- カ 濠・池等
- キ 海・湖
- ク 井戸
- ケ 下水道

3 消防水利施設の給水能力

- (1) 消防水利は、常時貯水量40m³以上、または取水可能量が毎分1m³以上、かつ40分以上連続給水能力があること。
- (2) 消火栓は、呼称65mm口径のもので、直径150mm以上の管に取り付けられていること。
ただし、管網の一边が180m以下になるように配管されているときは、75mm以上とすることができる。相当の取水能力がある場合は、この限りでない。
- (3) 私設消火栓の水源は、5個の私設消火栓を同時に開弁したときに（1）の給水能力があること。

4 消防水利施設の配置

- (1) 防火対象物から1つの消防水利に至る距離が次表の数値以下となるように配置すること。

表8-1 消防水利に至る距離

用途地域		配置の基準	
		年間平均風速4m/s未満（長浜市）	年間平均風速4m/s以上
市街地及び準市街地※	近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域	半径100m以下	半径80m以下
	その他の地域	半径120m以下	半径100m以下
市街地又は準市街地以外の地域でこれに準ずる地域		半径140m以下	

(注1)：配置する消防水利は消火栓のみに偏ることのないように考慮すること。

(注2)：消防水利を配置するに当たっては、大規模な地震が発生した場合の火災に備え、耐震性を有するものを、地域の実情に応じて、計画的に配置するものとする。

※消防力の基準（昭和36年消防庁告示第2号）

市街地：建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率（街区（幅員4メートル以上の道路、河川、公園等で囲まれた宅地のうち最小の一団地をいう。以下同じ。）における建築物の建築面積の合計のその街区の面積に対する割合をいう。以下同じ。）がおおむね10%以上の街区の連続した区域または2以上の準市街地が相互に近接している区域であって、その区域内の人口が一万以上のものをいう。

準市街地：建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率がおおむね10%以上の街区の連続した区域であって、その区域内の人口が千以上一万未満のものをいう。

(2) 次の条件を両方満たす場合、消防水利の取水点から140m以内の部分には、その他の水利を設けなくてもよい。

ア 当該水利が、3（1）に定める水量の10倍以上の能力があること。

イ 取水のため、同時に5台以上の消防ポンプ自動車部署できること。

5 消防水利施設の適合条件（給水能力を除く）

次の各号に適合するものとする。

(1) 地盤面からの落差が、4.5m以下であること。

(2) 取水部分の水深が、0.5m以上であること。

(3) 消防ポンプ自動車が容易に部署できること。

(4) 吸管投入孔のある場合、その一辺が0.6m以上、または直径が0.6m以上あること。

6 標識等の設置

消防水利施設には、見やすい場所に標識を設けること。

7 消防活動空地

高さが15メートル以上または4階以上（地階を除く）の中高層建築物の建築を伴う開発事業を行う場合は、市長と協議のうえ、消防活動に必要な空地を確保すること。（長浜市開発事業に関する指導要綱第10条第2項）

参考：湖北地域消防本部消防活動用空地等設置指導基準（平成28年消防本部告示第1号）※次ページより

○湖北地域消防本部消防活動用空地等設置指導基準

平成28年3月14日
消防本部告示第1号

(目的)

第1条 この基準は、長浜市及び米原市の開発事業に関する指導要綱に基づき、中高層建築物に対する消防活動用空地等の設置指導に関して必要な事項を定め、湖北地域消防本部管内における中高層建築物の災害発生時において、有効な消防活動と避難時の安全性を確保するものとする。

(対象範囲)

第2条 建築物の高さが15メートル以上又は4階以上(地階を除く)の中高層建築物で、原則として開発行為を行う事業者に対し、消防活動用空地及びこれに係る進入路の位置、構造及び設備について指導を行うものとする。

(進入路の基準)

第3条 開発区域外の既存の道路及び開発行為に伴う道路(以下「既存道路等」という。)から消防活動用空地までの間に設ける進入路の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 進入路上の必要空間は、路面から高さ4メートル以下の部分に障害要因が存在しないこと。
- (2) 進入路は、消防車両が有効に運用できる有効幅員4メートル以上を確保するとともに、屈曲又は交差の状況に応じて隅切りを行うこと。なお、幅員隅切りの基準は別図1によるものとする。
- (3) 進入路は、既存道路等から屈曲する角度が70度以上で、かつ、既存道路等に接する部分から13メートル以上の長さを直線的に確保すること。
- (4) 進入路の縦断勾配は、原則として10パーセント以下とすること。ただし、進入口の縦断勾配は、6パーセント以下とすること。
- (5) 進入路の地盤および構造は、はしご車の総重量21トンの荷重に耐えられるとともに、走行に支障とならない構造とすること。

(はしご車を操作するための消防活動用空地の基準)

第4条 消防活動用空地は、次の各号の基準により確保するものとする。

- (1) はしご車を操作するため、建築物の外壁面等から5メートル以内に、はしご車が容易に接近できるような幅6メートル以上、長さ13メートル以上の消防活動用空地を別図2に基づき確保すること。
- (2) 消防活動用空地は建築物の構造又は形状等を考慮し、非常用進入口又はバルコニー等に面していること。
- (3) 消防活動用空地及びその周辺(上空を含む)には、はしご車のはしご伸縮及び旋回に支障とならないような工作物、樹木及び架空電線等を設置しないこと。
- (4) 消防活動用空地の地盤および構造は、はしご車の総重量21トン、最大ジャッキ負担荷重(10kg/cm²)に耐える地盤支持力を有するものであること。
- (5) 消防活動用空地の勾配は、縦及び横方向ともに5パーセント以下であること。

2 消防活動用空地には、消防活動用空地の標識詳細図(別図3)に示す標識の設置及び消防活動用空地の標示詳細図(別図4)に示す標示を行うこと。

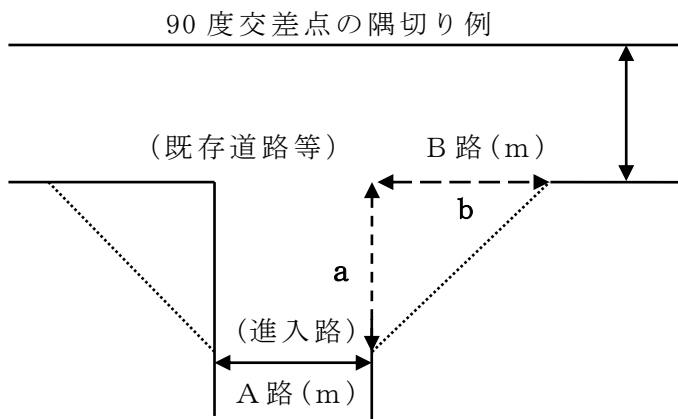
(補則)

第5条 消防活動用空地等の設置について、建築物の用途、構造、設備、敷地の形状及び配置等の状況から判断して、消防長が消防活動上支障がないと認めるときは、この基準によらないことができる。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別図1 道路隔切り図

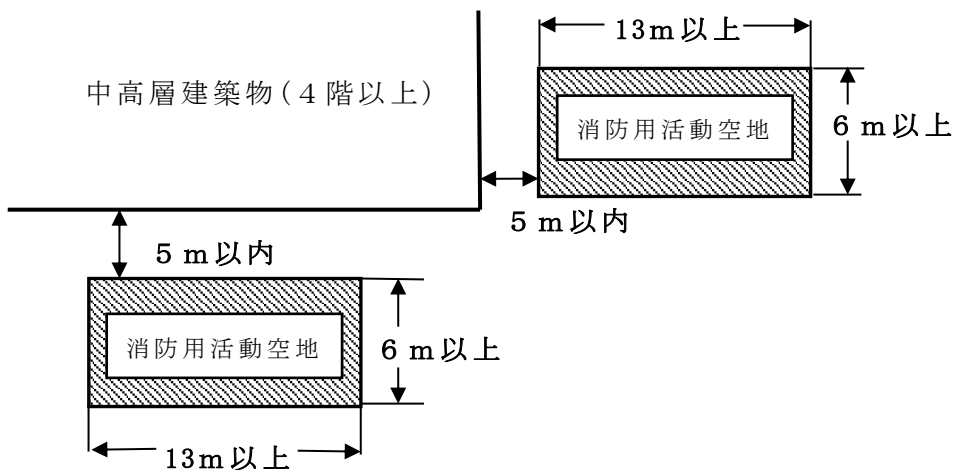


90度屈曲時の隔切り必要寸法 (a m × b m)

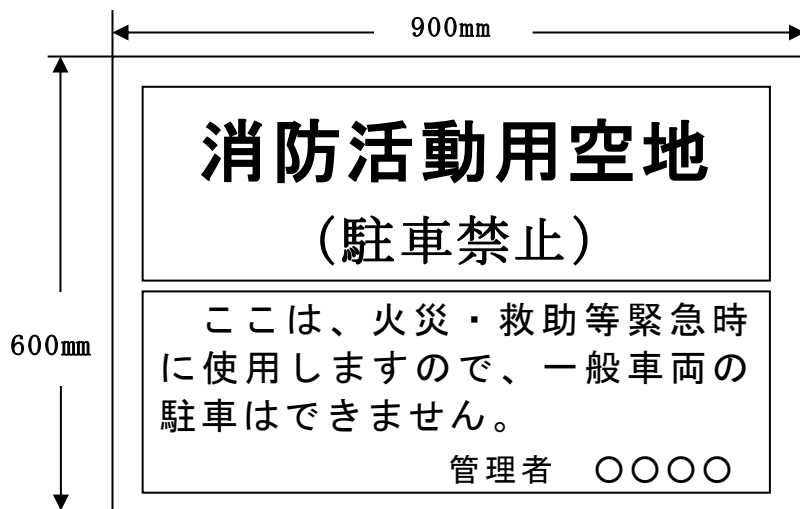
A路 \ B路	4 m	5 m	6 m	7 m	8 m	9 m
4 m	8 × 8	7 × 7	7 × 6	7 × 5	7 × 4	7 × 3
5 m	7 × 7	4 × 4	4 × 3	4 × 2	3 × 2	
6 m	6 × 7	3 × 4	2 × 2	2 × 2		
7 m	5 × 7	2 × 4	2 × 2			
8 m	4 × 7	2 × 3		隔切り必要なし		
9 m	3 × 7					

※道路の交差角度が90度以外の場合は、上表の数値を増減する。

別図2 消防活動用空地の設置基本図



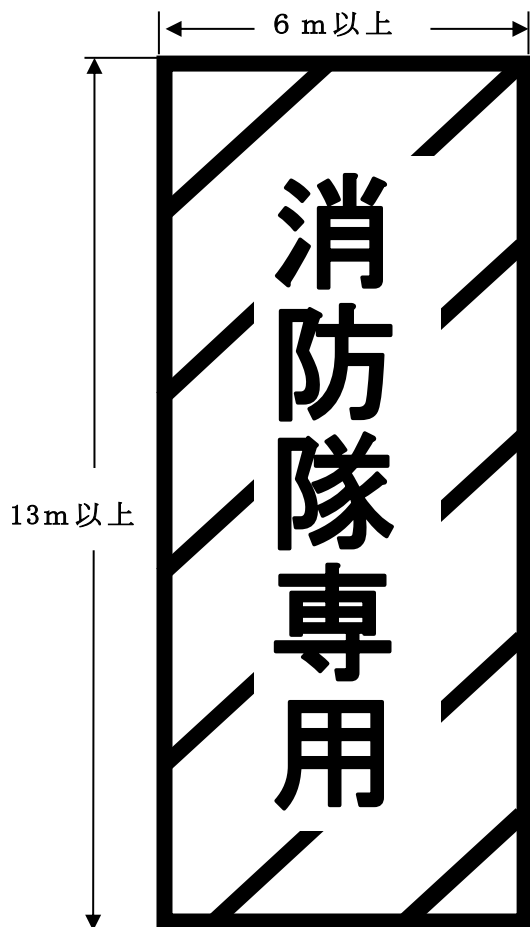
別図3 消防活動用空地の標識詳細図



枠及び文字は赤色、地は白色

※標識板はアルミニウム合金製又はアクリル板等とする。

別図4 消防活動用空地の標示詳細図



※ゼブラおよび文字の色は、白または橙色とする。